

居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人 東京援護協会
いづみの苑指定居宅介護支援事業所
事業所番号 (1371900141)
〒174-0042
東京都板橋区東坂下2-2-22
電話 03-5914-6292
FAX 03-5970-2949

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者の概要

名称 社会福祉法人 東京援護協会
所在地 東京都台東区東上野三丁目 18-11
代表者 理事長 中村 明彦
電話番号 03-5834-3841

2 事業所の概要

事業所の名称 いづみの苑指定居宅介護支援事業所
介護保険法指定番号 居宅介護支援（東京都第1371900141号）
所在地 東京都板橋区東坂下二丁目2-22
特別養護老人ホームいづみの苑1階
TEL 03-5914-6292
FAX 03-5970-2949
サービス提供地域 板橋区内

3 事業所の職員体制

管理者 主任介護支援専門員 野田 純
介護支援専門員 7人

4 営業日及び営業時間

窓口営業時間：月曜から土曜まで午前8時45分から午後5時30分まで

*日曜・祝日・年末年始を除きます。

*電話により24時間常時連絡可能です。

5 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境などの課題分析を通じて自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」などの作成及び変更をします。また、以下の点に留意し運営します。

- ① 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。
- ② 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが総合的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスを調整します。
- ④ 課題分析標準項目を具えたアセスメントシートを用いて課題分析を行い効率的に

サービスが利用できるよう支援します。

6 居宅介護支援サービスの内容及び利用の流れ

- (1) 利用者からの申し込み後、担当の介護支援専門員が訪問し、事業所の概要ならびに居宅介護支援の流れについてご説明をいたします。ご了解を頂いた上で、事業者と利用者との間で「契約書」を結びます。
- (2) 介護支援専門員が、利用者の状況や希望をふまえ、「居宅サービス計画書」の案を作成し、利用者及びご家族、サービス提供機関などとサービス担当者会議を開催した後にサービス開始となります。
- (3) 「居宅サービス計画書」は、利用者及び家族、サービス実施事業者に交付し、サービス事業者は、「居宅サービス計画書」に基づいて、サービスが提供されます。
- (4) サービス開始後は、担当のケアマネージャーが毎月、1回以上訪問し、実施されているサービスが適正か、状況や生活状況、身体状況、ご要望などの確認を行います。

7 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

利用者が要介護認定を受けられたときは、利用料は代理受領により介護保険者から事業者に対し直接に全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の保険料の滞納等の理由により、介護保険者から事業者に保険給付金が支払われない場合には、介護報酬に基づく基本額及び加算の全額を事業者にお支払いいただきます。この場合、当事業所で発行するサービス提供証明書を板橋区の介護保険担当窓口に提出し、全額払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援にかかる1月当りの費用は、契約書別紙のとおりです。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。

ただし、板橋区外に訪問する場合等、交通費の実費を頂く場合がございます。

(3) 契約解除料

利用者はいつでもこの契約を解除することができ、解約料は不要です。

(4) 支払方法

利用者にお支払頂く料金が発生する場合は、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払い頂いたときには、領収証を発行いたします。

なお、お支払いの方法は、銀行振り込み又は現金持参のいずれか一方をお選びください。

8 契約の終了

- (1) 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、人員不足などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解

約することができます。

- (3) 次の各号に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者及び家族が事業者またはサービス担当者に対して、契約を継続しがたい行為を行った場合
 - ②利用者が3ヶ月以上にわたり、介護保険のサービスを利用されていない場合
 - ③利用者及び家族が、事業者職員に対して身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメントなどにより契約を継続しがたい行為が認められた場合
- (4) 事業者が利用者やその家族などに対して、背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、直ちに契約を終了することができます。
- (5) 事業者または、運営法人が破産などにより事業所を閉鎖する場合
- (6) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設（ショートステイを除く）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護に入所したとき。
 - ②利用者の要介護状況に関し要支援1、2および非該当（自立）と認定されたとき。
 - ③利用者が死亡し、又は被保険者資格を喪失したとき。
 - ④居宅サービス計画作成依頼取り下げ届出書が提出されたとき。

9 連携

- (1) サービスの実施に当たっては、市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努めます。
- (2) 利用者の主治医及び医療機関との連携を図り、健康状態の把握に努めます。

10 個人情報保護・秘密の保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は職員の退職後及び契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書（別紙・個人情報利用に関する同意書）で同意を得た上で、同意書に記載された目的の範囲に限り、当該利用者及びその家族の個人情報を用いることがあります。

11 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、現にサービス提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ速やかに連絡するとともに、主治医に連絡を取るなど必要な対応を行います。
- (2) 事業者は、サービスの実施に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

1.2 緊急時の対応

事業者は、サービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行う指示に従います。

1.3 介護サービス情報公表制度における公表

ケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から介護サービス情報公表において以下の情報を公表するとともに、利用されるご本人・家族に説明をします。

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって利用されたものの割合

1.4 事業継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、業務継続計画の見直しや必要な研修、シミュレーションを定期的に行います。

1.5 感染症予防及びまん延防止のための措置

事業所は、いざみの苑感染症の発生及びまん延防止指針に基づき、感染症予防及びまん延防止に取り組みます。

1.6 虐待防止に関する指針

事業者は、虐待防止に関する指針を策定し、年2回以上虐待に関する研修を行い発生の予防に努め、発生時には、迅速に適切な対応が図れるよう取り組みます。

1.7 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

1.8 サービスに関する苦情・相談

サービス内容に関する苦情等の申し出の相談、苦情や要望などについては、「いざみの苑苦情要綱」に基づき迅速かつ円滑に対応します。苦情および相談の窓口は下記のとおりとなります。

- (1) 当事業所担当 いざみの苑指定居宅介護支援事業所 係長 野田 純

電話 03 (5914) 6292

- (2) 板橋区の苦情・相談窓口等

板橋区介護保険課 苦情相談室 電話 03 (3579) 2079

受付時間 午前9時から午後5時（土日祝祭日を除く）

- (3) 東京都国民健康保険団体連合会・苦情相談窓口専用

電話 03 (6238) 0177

受付時間 午前9時から午後5時（土日祝祭日を除く）

19 その他留意事項

（1）記録に関する事項

以下の記録に関して、契約終了から5年間保管します。ご要望に応じ「いづみの苑個人情報管理規定」に基づき閲覧または、複写物を受け取ることができます。

- ① サービス処遇に関する事項
- ② 事故に関する事項
- ③ 相談・苦情に関する事項
- ④ 事業運営に関する事項

（2）利益供与の禁止

当事業所では、利用者または、サービス事業者からの贈答品や飲食物の提供、金銭など受け取ることは固く禁じています。また、金銭の貸借、業務外の営利行為、宗教勧誘などの行為を禁じています。

（3）禁止事項

- ①利用者及び家族による職員に対する身体的・精神的暴力行為
- ②利用者及び家族による職員に対するセクシュアルハラスメント行為

20 当法人が運営しているその他の事業

- ① 特別養護老人ホーム
- ② 軽費老人ホーム
- ③ 通所介護
- ④ 訪問介護
- ⑤ 地域包括支援センター
- ⑥ 身体障害者授産施設
- ⑦ 知的障害者授産施設
- ⑧ 知的障害者更生施設
- ⑨ 東京都特別事業

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対してこの書面に基づいて重要な事項を説明し同意を得、交付しました。

事業者 〈名称〉 社会福祉法人 東京援護協会
いづみの苑指定居宅介護支援事業所
(指定居宅支援事業者番号1371900141)
〈所在地〉 東京都板橋区東坂下二丁目2番22号

〈代表者〉 施設長 谷口文貴 印
〈説明者〉 介護支援専門員 印

私は、この書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けた承し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

(署名代行) _____

(利用者との関係) _____

家族・代理人 〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

(利用者との関係) _____